

「指定廃棄物の一時保管の現状と今後の対応等について」の説明会における質疑応答（概要）

- 1 日 時 平成26年10月12日（日） 13時30分～15時00分
- 2 場 所 流山市クリーンセンター 2階 研修室
- 3 参加者 19名（対象自治会：下花輪・南・三郷自治会会員）
- 4 出席者 井崎市長、石原副市長、飯泉環境部長、南雲クリーンセンター
所長、他クリーンセンター職員8名

5 質疑応答（概要）

Q. ボックスカルバートの設置後に、手賀沼終末処理場から指定廃棄物を持ち帰るのか。

A. ボックスカルバートの設置前に指定廃棄物を持ち帰り、クリーンセンターに一旦保管をする。その後、ボックスカルバートが完成し次第、ボックスカルバートへ移して保管する。

Q. 現在の指定廃棄物の放射能濃度はどのくらいか。

A. 平成23年8月時点での放射能濃度は28,100Bq、現在は約10,000Bqまで放射能濃度は下がっている。

Q. ボックスカルバートの設置後、定期的にボックスカルバート内の放射線量を測定するのか。

A. ボックスカルバートは密閉状態のため、内部の放射線量の測定はできない。ボックスカルバート周辺の放射線量については定期的に測定し、公表する。

Q. 密閉状態で保管した場合、放射能濃度が増加してしまう危険性はないのか。

A. 放射能濃度は時間とともに減衰し、増加していくことはない。

Q. 最終処分場の選定は、現在も進展がない状況である。一時保管が何十年にも及んでしまうことが心配である。

A. すでに近隣市とともに、国に対し何度も要望を出している。これからも引き続き強く要望をしていく。

Q. 当初から手賀沼終末処理場へ持っていかずに、クリーンセンター内で保管していれば、運搬費等の経費が無駄にかからなかったのではないか。

A. 当初、このままでは、クリーンセンター内で焼却灰を一時保管する場所がひっ迫することから、これ以上増やさないため、剪定枝の焼却をやめ、森のまちエコセンターで一時保管したが、センターでも剪定枝を保管するスペースが確保できなくなってきたことから、焼却処理せざるを得ない状況となった。しかし、剪定枝を処理すると1か月に100t、一年間で1,200tの指定廃棄物が発生してしまい、それをクリーンセンターで保管することは不可能であったため、千葉県の手賀沼終末処理場で一時保管をお願いした。

実際に手賀沼終末処理場へ持ち込んだ量は178tのみであったが、それは、剪定枝を焼却せずに処分できる方法が見つかり処分できたため、あくまで結果的に178tで済んだということである。

Q. ボックスカルバート設置後に指定廃棄物を持ち帰った方が、一回の運搬で済み、経費がかからないのではないか。

A. 確かに、ボックスカルバート設置後に持ち帰るほうが理想的であるが、千葉県との協定により、平成27年3月31日が保管期限となっているため、その間に設置を完了するかどうかの判断は現時点で難しいため、ボックスカルバート設置前に持ち帰ることとした。

ただし、平成27年3月末を目標にできる限り早急に、ボックスカルバートの設置が完了するように尽力する。

Q. 東京電力は市原の方に土地を多く持っている。その場所で保管できないのか。

A. 指定廃棄物については、国が責任をもって処理することになっている。国は県内に一か所最終処分場を設置するという方針である。

Q. 柏市では、すでにボックスカルバートが完成しているが、流山市では対応が遅れているということか。

A. 柏市は、手賀沼終末処理場へ指定廃棄物を運ぶ以前の指定廃棄物の一時保管の必要性から設置したものである。したがって、流山市において対応が遅れているというわけではない。

Q. ボックスカルバートの安全を担保する客観的資料を明示してほしい。

また、指定廃棄物の発生責任者である東電は何をやっているのかが見えず、行政においては、東電に対し強い姿勢で、住民が納得できるような対応をしてほしい。

A. ボックスカルバートの密閉性等の安全性については、実施設計の中で検証していきたい。

東電について、放射能対策に用いた費用を、市としても早期に賠償をしてもらえるよう、引き続き東電に対して強く訴えていく。

Q. フレコンバッグでの保管は、外部へ放射性物質が飛散してしまう危険性があるのでは。

A. 手賀沼終末処理場へ搬出している指定廃棄物は、耐久性の高いランニング型のフレコンバッグを使って保管しており、耐久性については問題ないと考えている。

Q. 想定外の竜巻等が発生する危険性もあるので、早急な対応をお願いしたい。

A. 市としても、自然災害が一番の懸念事項である。住民の皆様の心配を一刻も早く除けるように、最善の努力をし、早急に対応を行っていく。

Q. 仮設テントの耐久性について教えていただきたい。

A. 仮設テントについては、国のガイドライン及び建築基準法に基づいて設置しており、風速 28～30メートルに耐えられる設計となっている。

Q. 指定廃棄物の持ち帰りについて、市全体で関心を持っているわけではないように感じられる。指定廃棄物については、市全体の問題であり、市全体で考えるべき。

例えば、各自治会に分散して保管をするということではできないのか。

A. 指定廃棄物の現状、また、クリーンセンター周辺住民の方々の御協力により、安心が確保されているということ、広報等で周知していく。

また、保管場所を分散すると管理体制が複雑になり、安全な管理が難しくなる。

したがって、一か所で万全を期した体制で一時保管を行いたい。

Q. 現在、流山市はブランド市である。その要因は3つあると考える。一つ目は井崎市長効果、二つ目はおおたかの森効果、三つ目は、流山市の人口の増加である。

流山市というブランドを、指定廃棄物の問題で傷つけてしまわないように、風評被害には十分配慮して対応してほしい。

また、流山市クリーンセンター環境保全対策協議会において、柏市のボックスカルバートの視察後、委員からはどのような意見があったか。

A. 一刻も早く、ボックスカルバートを設置し、安心して一時保管できるよう対応し、流山市のブランド価値を守っていきたい。

流山市環境保全対策協議会における視察後、委員からは、柏市よりも安全なものを設置してほしい、管理を徹底してほしいなどの意見を頂いた。

Q (要望). 委員の意見を尊重し、慎重丁寧な管理をお願いします。

最終処分場の選定が一日も早く完了するよう、国に対して強く働きかけてほしい。

Q. 指定廃棄物について、手賀沼終末処理場で保管しているものと流山市クリーンセンター内で保管しているものは、同じものか。

A. どちらもクリーンセンター焼却施設で発生した焼却灰であり、同じである。

Q. 自然災害も色々あるため、現在できる技術で、最善の方法で一時保管場所を設置し、適切に安全管理を行ってもらえればいいのか。

A. どこよりも安全という信用は、流山市において一番大切なものである。当市においては、杭を打つこと及び基礎をしっかりとするというようなことによって、割れ目から万が一にも放射性物質が漏れないように対応したい。

Q. 一昨年の説明会において、8,000 ベクレルを下回ったものについては、最終処分場での受け入れを内諾してもらっていると聞き、資料では2,000 ベクレルから8,000 ベクレルの指定廃棄物以外の焼却灰については搬出できていないようだが、これは方針が変わったということなのか。

A. 民間の最終処分場では自主規制値が設定されており、2,000 ベクレル以下の焼却灰というような受入基準となっているため2,000 ベクレルから8,000 ベクレルの焼却灰については、最終処分場へ受け入れてもらえず、クリーン

センターで保管している。

Q. ボックスカルバートのジョイント部分について、P C 鋼棒で絞るような構造で作ってほしい。

A. ボックスカルバートはP C 鋼棒を使用し、密閉性を高めるようにする。

Q. 地上高について、水が被らないような高さが設定されているか。

A. 土質調査等の結果を踏まえ、実施設計の中で決定していきたい。

Q. ボックスカルバートの中では、どのような状態で保管するのか。また、ボックスカルバートを開けた時に飛散する恐れはないのか。

A. 耐久性の高いフレコンバックにより、ボックスカルバートに保管するというような方法を考えている。

Q. 材料を先行発注し、工事については別で発注するという方法で 3 月 31 日までにボックスカルバートの設置を完了させることはできないのか。

A. 市としても、1 日も早い設置を目指しており、できる限りの検討を行っていく。

Q (要望). ボックスカルバード設置後の管理については、管理記録を公表し、細かな変化についても管理者が見落とさないような体制で管理してほしい。

Q. ボックスカルバートから、焼却灰を取り出す方法についても検討はしているのか。

A. 具体的な方法については、実施設計の中で決めていく。

Q. 指定廃棄物を搬出したあとのボックスカルバートの最終的な取り扱いについて、国に対し要望していく必要があると思うが、その対応についてはどうするのか。

A. ボックスカルバートを設置する以上、安全に保管し、使い終わった後は国の責任で安全に撤去し、元の状態に戻すということまでしっかりと確認していく。

Q. 指定廃棄物持ち帰りの件について、なるべく早く、市の方で近辺に対して周知を図ってほしい。

A. 指定廃棄物の問題における3自治会に関わる内容については、自治会と連絡する等を行い、対応したい。

Q. 現在、新たな指定廃棄物が発生しているということはないのか。

A. 新たな指定廃棄物の発生はない。

以上